

新規事業のご提案

運用資産サポート・サービスの概要 (損失補完保証会社と業務提携)

外国為替証拠金取引または日経225先物取引(以下、金融商品取引という。)を目的とする運用資産サポート・サービス(以下、本サービスという。)は法人様および自営業者様(以下、投資家様という。)に限定してご提供させていただきます。

本サービスの契約締結から終了までの流れは次ページ以降のとおりでございます。

資産運用サポート・サービスの概要

損失補完保証会社と業務提携

1 契約の締結

- 1 投資家様はエグゼクティブ・トレーダーと雇用契約を締結していただきます。
- 2 投資家様は損失補完保証会社と保証委託契約を締結していただきます。

1 エグゼクティブ・トレーダーと締結する契約

📄 契約社員雇用契約書 超一流のエグゼクティブ・トレーダー1名を採用します。

2 損失補完保証会社と締結する契約

📄 保証委託契約書 運用資金元金保証型の業務提携になります。

2 投資家様のFX・証券口座を開設

投資家様は日本国内のFX・証券会社において、投資家様名義のFX・証券口座(以下、取引口座という。)を開設していただきます。

3 運用資金の入金

投資家様は取引口座へ運用資金元金を入金していただきます。

4 運用資金の運用

エグゼクティブ・トレーダーが取引口座において、金融商品取引にて資金を運用します。

5 業務報告書の確認

投資家様は、エグゼクティブ・トレーダーから提出される業務報告書(毎日)にて、金融商品取引の実績と運用資金残高をご確認いただけます。

※お手持ちのパソコンまたはスマートフォン等にて、いつでも取引履歴をご確認いただけます。

6 取引利益金の出金

投資家様は月1回、取引口座から取引利益金を出金していただきます。

7 給与・歩合報酬のお支払い

投資家様は「歩合報酬に関する規程」に基づき、月1回、エグゼクティブ・トレーダーに給与・歩合報酬をお支払いしていただきます。

8 保証料のお支払い

投資家様は「保証料に関する合意書」に基づき、月1回、損失補完保証会社に保証料をお支払いしていただきます。

9 損失補完金のお支払い

損失補完保証会社は、保証委託契約に基づき投資家様の金融商品取引において、発生した取引損失金に相当する補完金を投資家様にお支払いいたします。

10 本サービスの終了

- ①投資家様は雇用契約終了日の2週間前にエグゼクティブ・トレーダーへ雇用契約の解約通知をしていただきます。
- ②投資家様は本サービス終了日の2週間前に損失補完保証会社へ保証委託契約の解約通知をしていただきます。

11 運用資金の全額出金

投資家様は運用資金を出金していただきます。

12 投資家様の租税について

- ①投資家様は「給与・歩合報酬」及び「保証料」は経費として申告することにより、所得から控除されます。
- ②投資家様は投資家様に係る税金を負担していただきます。